

「ふなばしハッピーサタデー事業」実施要綱

（趣旨）

第1条 地域の団体等の協力を得ながら、子どもたちがスポーツや文化活動に親しむことにより、豊かで健全な心身を培うことを目的として「ふなばしハッピーサタデー事業」（以下「事業」という。）を実施する。

（実施場所）

第2条 公民館及び近隣の施設。

（対象）

第3条 市内の小・中学生とする。

（実施日及び実施回数）

第4条 実施日は原則として、毎月第3土曜日とする。尚、地域の実情に応じ実施日並びに実施回数を変更することができる。

（事業内容）

第5条 スポーツ、文化活動、自然体験、子どもまつりなど、子どもたちが楽しく参加できる事業内容とする。

（費用）

第6条 事業に係る費用については、予算の範囲内で青少年課が執行する。

（その他必要な事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。